

ま え が き

教育相談は、教育機能のひとつとして、特に、個々の子供の全人格の形成と深い
かかわり合いをもち、子供の全体を多方面からは握し、教育に関することを中心と
した、健全性の保持と、不健康状態の改善をねらいとしているといわれている。

ところで、教育相談は理念ではなく、ひとつの具体的な働き、あるいは行為、実
践である。しかも、生きた子供を対象とし、子供の全体としての存在にかかわり合
いをもつ働きである。だから、その働きは、すべて、子供の未来に対する責任をも
つことになる。誤った処置は、修正できるものではない。

この意味において、教育相談を行う側に、その責任に耐え得るだけの資質や能力、
その他の条件の整備が要請される。このためには、多くの教師が、教育相談に関心
をもち、できるだけ高度の技能を習得して、教育相談に関与することが望ましいわ
けである。しかし、このことは、特定のテクニックに熟達することを意味するもの
ではない。むしろ、子供の能力を可能な限り伸ばそうとする教育理念を確立するこ
とと、事実にも忠実で独断に陥らない知性を堅持することが、基本的に重要であらう。

以上のような意味あいから、教育相談についての基本的な考え方について、概説
するとともに、いくつかの事例を通して、問題点の解明を図り、その底に流れてい
る教育相談のあるべき姿を求めたものが、本報告書である。

なお、本研究が、多少なりとも、今後の教育相談の向上のために役立つことを願
うとともに、教育実践の中で、十分にご活用をいただいたうえで、きたんのないご
批判をお願いする次第である。

昭和55年3月

福島県教育センター所長 佐藤 信久